

# 飯塚市立図書館システム更新業務委託事業者プロポーザル実施要領

飯塚市教育部 生涯学習課

令和3年7月

## 1 目的

図書館システムは、貸出、予約等の蔵書管理、利用者の登録管理、書誌管理、発注、受入の機能を持つとともに、「書誌データベース」、「インターネット検索サービス」等にも活用されているが、情報化の進行により扱うデータ量が膨大になり、数年前には快適に機能していたシステムも負荷が大きくなり、処理速度が遅くなる等の不安定な状態となることがあり、結果として窓口でのサービスに支障をきたしている例が見受けられる。

また、ネット環境の整備が進んだことから、利用者データをクラウドに保管しているが、情報セキュリティの観点からも最新の環境とすることにより安全性を確保する必要がある。これらの理由より、最新の機器に更新することで、処理速度及びセキュリティ性能の向上の必要性からリプレースを行うものである。

## 2 業務概要

図書館利用者に、より充実した、かつ迅速なサービスを提供するため、処理速度の向上、業務操作性の向上は必須であり、図書の貸出・返却サービスの提供だけでなく、利用者からの問合せに基づく資料や情報提供する業務、またそれらの情報を図書館が即時性を持って効率的に入手するためには、機器の性能向上が必要である。今回のリプレースでは「機能向上」及び「処理速度向上」を図るため、最新の物に更改するという考え方としている。

### (1) 業務名

飯塚市立図書館システム更新業務委託

### (2) 業務内容

別冊「飯塚市立図書館システム更新業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 業務期間

令和4年1月31日まで

### (4) 履行場所

飯塚市 飯塚外4箇所 地内

### (5) 契約範囲、企画提案評価範囲、経費

本プロポーザルを経て契約を想定している範囲と本プロポーザルにて要求する企画提案書範囲は次のとおりとする。

	案件	契約範囲	企画提案評価範囲
a	図書館システム更新業務	対象	対象
b	図書館システム保守点検業務	対象外	対象(5年分)

※契約対象外としているbについても参考見積りを取得し、評価対象とする。

※bについて、市と内容や価格等について協議のうえ更新業務受託者との契約を想定している。

① プロポーザルに基づき契約対象となる業務

契約については、下記業務ごとの契約とする。なお、下記業務にかかる提案上限額は次のとおりとする(消費税及び地方消費税を含む)。ただし、契約時の予定金額を示すものではない。

a 図書館システム更新業務(契約の日の翌日から令和4年1月31日まで)

上限額 10,846 千円

ただし、支払いは業務完了後となる。

② プロポーザルに基づく契約対象外のもの

契約については、下記業務ごとの契約とする。なお、下記業務にかかる提案上限額は次のとおりとする(消費税及び地方消費税を含む)。ただし、契約時の予定金額を示すものではない。

b 図書館システム保守点検業務(令和4年2月1日から令和9年1月31日まで)

参考見積り上限額 1,125 千円(令和4年2月から3月まで)

ただし、契約としては単年度契約とし、各年度における経費(各年度ごとの内訳)は飯塚市との契約後に協議のうえ決定する。本業務についての費用は評価の対象となるため、令和4年2月から3月までに加え、令和4年4月から令和9年1月までの見積書を提出すること。

※a、bは飯塚図書館、庄内図書館、ちくほ図書館、穂波図書館、颯田図書館5館分の経費である。見積書を提出する際は、上記金額を超えてはならない。また、見積金額が提案した業務内容と大きく乖離する場合は、候補者として選定しない場合がある。

3 参加資格

次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しない者。
- (2) 飯塚市資格者名簿(以下「名簿」という。)に記載されている者にあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年飯塚市告示第28号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと及び他自治体で指名停止期間中でないこと。
- (3) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に規定する暴力団員または暴力団員等ではないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てまたは、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。

- (5) 法人格を有し、かつ本委託業務を十分に理解したうえで業務を円滑に遂行できること。
- (6) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (7) 国または自治体において、図書館システム更新業務委託又はこれに類似する業務実績があること。
- (8) 福岡県内に本社、支社、支店などの事業所を開設していること。
- (9) プライバシーマーク等個人情報の管理に関する認証を取得していること。(認定個人情報保護団体の対象事業者であること。)
- (10) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の基準を満たす認証、またはプライバシーマークの認証を取得していること。

#### 4 本業務委託に関する所管・公募及び手続等の閲覧

- (1) 本業務の所管課は、飯塚市教育部生涯学習課とする。
- (2) 公募の期間および手続等に関する資料の閲覧は、令和3年7月5日(月)から令和3年8月3日(火)までとする。
- (3) 申請手続等に関する資料の閲覧場所
  - ・飯塚市ホームページに掲載 URL <http://www.city.iizuka.lg.jp/>

#### 5 選定方法及びスケジュール

飯塚市に「飯塚市立図書館システム更新委託業者審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)を設置し、本業務に最も適していると認められる委託候補事業者(1事業者)を選定する。

##### (1) 主な日程

###### ○公募の期間等

内 容	日 程
公募開始	令和3年7月5日(月)
質問票提出締切	令和3年7月16日(金)17時15分まで
質問票回答期限	令和3年7月27日(火)
プロポーザル参加表明書提出期限	令和3年8月3日(火)17時15分まで
企画提案書等提出期限	令和3年8月17日(火)17時15分まで

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

## ○審査等の日程

内 容	日 程
事前審査実施の有無連絡	令和3年8月19日(木)まで
プレゼンテーション審査開始時間通知	令和3年8月26日(木)頃
プレゼンテーション審査実施日	令和3年9月上旬
審査結果の通知	令和3年9月中旬

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

### 6 プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザル参加希望事業者は、「様式1 プロポーザル参加表明書」(以下、「表明書」という。)を下記の要領で提出し、その提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

- (1) 参加希望事業者は、提出期限(令和3年8月3日(火)17時15分必着)までに、表明書を飯塚市に郵送又は持参すること。
- (2) 表明書を持参する際は、事前に下記の連絡先へ開庁時間内(開庁日の8時30分～17時15分)までに電話でその旨を伝え、飯塚市が指定する日時に持参すること。

#### 【提出先】

〒820-0041 福岡県飯塚市飯塚14番67号(イイツカコミュニティセンター)  
飯塚市教育部生涯学習課

#### 【連絡先】

電話 0948-22-3274(直通)または、0948-22-5500 内線 6455  
(担当：中央公民館・図書館係 村岡、江頭)

- (3) 表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、令和3年8月17日(火)までに「様式5 辞退届」の提出により辞退を認める。  
提出方法は、前号(2)と同様とする。

### 7 質問方法

本業務委託に関する質問は、「様式6 質問票」(以下「質問票」という。)に記入し、下記要領にて提出すること。なお、以下の要領以外での質問は一切受け付けない。

- (1) 質問票提出期限は、令和3年7月16日(金)17時15分までとする。
- (2) 質問は、質問票の様式を用いて電子メールで提出すること。
- (3) 電子メールのタイトルは、「プロポーザル質問票」とすること。
- (4) 質問票の形式は、Microsoft Word形式とする。
- (5) 質問票は電子メールに添付し、下記メールアドレスへ送信すること。
- (6) 質問票送信後は必ず、下記連絡先へ電話で送信した旨を連絡すること。

【送信先メールアドレス】

[shougai@city.iizuka.lg.jp](mailto:shougai@city.iizuka.lg.jp)

【電話連絡先】

電話 0948-22-3274(直通)または、0948-22-5500 内線 6455

(担当： 中央公民館・図書館係 村岡、江頭)

8 回答方法

前項の質問に対する回答は、期限までに受け付けたすべての質問について、飯塚市ホームページに掲載し、参加希望事業者全社に下記の要領で電子メールにより回答する。

- (1) 電子メールの送信先は、質問票に記載されたメールアドレスに送信する。
- (2) 質問を行った参加希望事業者は公表しない。
- (3) 質問が皆無であった場合は、その旨を電子メールにより通知する。
- (4) 回答期限が過ぎても、電子メールが届かない場合は、前項の電話連絡先へ連絡をすること。

9 企画提案書等の提出

参加希望者は、下記の要領で提案書等の提出を行うものとする。

- (1) 提出締切 令和3年8月17日(火)17時15分まで。
- (2) 提出締切以降における提案書等の差替え及び再提出は一切認めない。
- (3) 提出方法 提案書等は飯塚市へ直接持参とし、事前に下記の連絡先へ開庁時間内(開庁日の8時30分～17時15分)までに電話でその旨を伝え、飯塚市が指定する日時に持参すること。

【提出先】

〒820-0041 福岡県飯塚市飯塚14番67号(イイツカコミュニティセンター)

飯塚市教育部生涯学習課

【連絡先】

電話 0948-22-3274(直通)又は0948-22-5500 内線 6455

(担当： 中央公民館・図書館係 村岡、江頭)

- (4) 必要書類(証明書は、提出日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。)
  - ア 商業登記簿謄本(写しでも可)・・・・・・・・・・1部
  - イ 直近決算の財務諸表・・・・・・・・・・1部
  - ウ 国税、県税、市税の納税証明(電子納税証明書可)・・・・・・・・・・1部
  - エ 印鑑証明書・・・・・・・・・・1部
  - オ 会社概要がわかるパンフレット(パンフレットがない場合はA4版1枚に会社概要をまとめたものでも可とする。)…1部
  - カ 「様式7 役員名簿」・・・・・・・・・・1部

キ プライバシーマーク等個人情報の管理に関する認証を取得していることが確認  
できる書類の写し・・・・・・・・・・1部

(5) 企画提案書

【作成要領】

- ア 企画提案書の内容は、仕様書及び評価項目に基づき作成し、別紙「評価基準」記載の評価項目（1から6）ごとに、必ず評価項目を見出しにして順番に記載すること。
- イ 企画提案書は、表紙・目次・本編で構成すること。可能な限りわかりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。
- ウ 企画提案書には、事業者名及び代表者、所在地(市町村名は可)等の明らかに事業所名が推察できるような表記を一切しないこと。
- エ 本編は A4 長辺閉じ 40 ページ以内、両面印刷とする。但し、図表等で必要な場合のみ A3 版を織り込んで作成しても差し支えない。
- オ 文字は 11 ポイント以上を使用し、フォントはゴシック体とする。
- カ 部数は正本 1 部、副本 12 部とする。
- キ 表紙は、「飯塚市立図書館システム更新業務委託に係る企画提案書」と記述し、正本にのみ事業者名、代表者名を記載し、代表者印の押印をすること。

(6) 見積書

- ア サイズは A4 サイズとし、様式は任意とする。
- イ 提出部数は、正本 1 部、副本 12 部とする。
- ウ 提案書と同様に、正本のみ代表者印を押印すること。
- エ 費用総額を示すとともに、積算項目別に費用の内訳を示すこと。
- オ 費用はすべて、税込、税別をそれぞれに記載すること。
- カ 提案書の内容を適切に反映すること。

(7) 欠格事項

提出した提案書及び見積書等が下記のいずれかに該当する場合は、当該参加希望事業者を失格とする。

- ア 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合していない場合
- イ 記載された事項が【作成要領】及び【提案書に記載する内容】に適合しない場合
- ウ 記載を求められた事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 虚偽の内容が記載されている場合
- オ 見積限度額を超えている場合

10 事前審査

参加希望事業者が、概ね 5 社以上となった場合は、プレゼンテーション審査対象者を 3 社程度に絞り込むために事前審査を実施する。事前審査は提案書に基づいて、選定委員会

が審査し決定する。なお、参加希望事業者数によっては事前審査を行わない場合がある。

(1) 事前審査実施の有無連絡

令和3年8月19日(木)までに電話より連絡する。

(2) 実施日

令和3年8月25日(水)

(3) 結果通知

令和3年8月25日(水)17時15分までに事前審査通過者のみ電話により連絡し、後日、参加希望事業者全員に書面により結果を郵送する。

事前審査の結果、同点となった場合は、見積書の金額の低い提案者を選定する。

## 11 プレゼンテーション審査

審査は、別紙「評価基準」に基づき、飯塚市立図書館システム更新業務委託受託事業者審査委員会(以下「委員会」という。)が評価を行う。

- (1) プレゼンテーション審査開始時間通知は、令和3年8月26日(木)17時15分までに実施場所と合わせて、電話及び電子メールにより通知する。
- (2) 審査委員は評価基準に基づき審査するものとし、持ち点は1人100点とする。
- (3) 審査点が同点の場合は、見積書の金額の低い企画提案者を第1位として選定する。
- (4) 合格基準点は満点の6割とする。
- (5) 参加事業者が1社の場合であっても、審査を行い、合格基準点を超えていれば当該事業者を選定する。
- (6) 原則、プレゼンテーション審査の順番は、提案書等の提出順とする。
- (7) 参加人数は2名以内とする。(説明者は、本案件を委託した場合の主な担当者となるものとする。)
- (8) プレゼンテーションに使用する機器について、パソコン、スクリーン等を使用する際は飯塚市と事前協議することとする。ただし、それらを使用するための準備に要する時間は、プレゼンテーション審査開始前10分以内とする。
- (9) 審査時間は、プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分以内の合わせて35分以内とする。
- (10) プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。
- (11) 審査中に事業者名を公表しないこと。公表した場合は減点の対象とする。
- (12) 審査結果は、令和3年9月中旬頃、参加希望事業者全員に書面により通知する。

## 12 審査結果の公表

審査の結果については、飯塚市ホームページに以下の内容で公表する。

- (1) 委託候補事業者の名称、所在地、総得点
- (2) 委託候補事業者以外の総得点(社名等は非公開とする。)



### 13 契約の締結等

本業務委託の契約については、以下の内容で飯塚市契約規則（以下「規則」という。）に基づき、委託候補事業者と締結する。

- (1) 契約締結前に、飯塚市と委託候補事業者の間で提案書の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。なお、協議にあたっては、提案書の内容の一部を修正する場合がある。
- (2) 委託候補事業者は、本業務委託の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (3) 契約手続に係る詳細については、規則に従い取り扱うものとする。
- (4) 委託候補事業者が、契約を辞退したとき又は、特別な理由により委託候補事業者と契約締結ができない場合は「11 プレゼンテーション審査」で順位付けした参加希望事業者の順に契約交渉を行うものとする。

### 14 情報公開及び提供

市は、提出された企画提案書等について、飯塚市情報公開条例（平成 19 年飯塚市告示第 28 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正または適正な候補者選定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とする。

### 15 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成及び、提出等それらに係る費用の一切は参加希望事業者の負担とする。
- (2) 本要領に基づいて提出される提案書等に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出された提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、他の用途には使用しない。
- (5) 提案書等に含まれる特許権、実用新案権、商標特権の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加希望事業者が負うものとする。
- (6) 本要領に定めのない事項並びに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。